

年金お受け取り・ご予約のお客様向け商品

《けんみん信組》

新ゆとりプラス

お取り扱い期間 **2020年4月1日(水)から2021年3月31日(水)まで**

金利情勢に大幅な変化等があった場合は取り扱いを変更または中止させていただく場合がございます。

定期預金

公的年金を
お受け取り・ご予約・指定変更
されたお客様

お預入れ金額

300 (お一人様)
万円 まで

・「新ゆとり定期預金」500万円の限度額をご契約の方もご利用いただけます。

お預入れ利率

0.05%

定期積金

公的年金を
ご予約
のお客様専用

掛込金額

5,000 (1,000円単位)
円以上

・毎月の掛込金額

給付補てん金

適用利回り **0.05%**

- ・お預入れは1店舗(年金のお受け取り・ご予約・指定変更の店舗)に限ります。
- ・復興特別所得税の追加課税により、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315% (国税15.315%・地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。

(2020年4月1日現在)

詳しくは、けんみん信組の営業係または窓口までお気軽にお問い合わせください。



皆様のベストパートナーをめざして
YKS 山梨県民信用組合

<http://www.yamanashikenmin.shinkumi.jp/>



■ 新ゆとりプラス定期預金

1. 商品名（愛称）	「新ゆとりプラス定期預金」	
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 当組合で公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金・恩給・国会議員互助年金・援護年金）をお受け取りいただいているお客さま及び「年金受給権者受取金融機関変更届」の受付をしたお客さま（受付と同時に申込みが可能です）。 年齢が56歳以上で、当組合で公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金）の振込指定のご予約手続きをしていただいたお客さま。 	
3. 期 間	お取扱い期間	2020年4月1日から2021年3月31日まで
	お預入れ期間	<ul style="list-style-type: none"> 年金をお受け取りいただいているお客さま 1年自動継続（元金継続）型のお取扱いとなります。 年金のご予約をいただいたお客さま ・1ヵ月超1年6ヵ月未満の範囲内でお誕生月の3ヵ月前を満期日とします。 満期後は、公的年金受給まで1年「新ゆとりプラス定期預金」のお取扱いとなります（自動継続はできません）。
4. お預入れ	お預入れ方法	一括してお預入れいただきます。 お預入れは、年金お受け取りの指定口座の1店舗に限らせていただきます。
	お預入れ金額	お一人さま300万円以内となります。（1万円以上1円単位）
5. 払戻方法	満期日以降に一括して払い戻しいたします。	
6. 利 息 (1)適用利率	0.05% 自動継続後の利率は、継続日における当組合所定の「新ゆとりプラス定期預金」の利率を適用いたします。「新ゆとりプラス定期預金」のお取扱いを中止した場合の満期日以降の利率は、満期日における預入期間1年のスーパー定期、またはスーパー定期300の店頭表示利率を適用いたします。満期日において当組合で年金のお受け取りがされていない場合は、「新ゆとりプラス定期預金」への自動継続のお取扱いはいたしません。	
	(2)利払方法	満期日以降に一括して払い戻しいたします。 ※自動継続の場合は、満期日に普通預金口座へお振込みいたします。
	(3)計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算により計算いたします。
7. 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、「自動継続自由金利型定期預金（M型）規定」（新ゆとりプラス定期預金証書または通帳発行時に添付されます。）に基づきお支払いいたします。	

■ 新ゆとりプラス定期積金

1. 商品名（愛称）	「新ゆとりプラス定期積金」	
2. ご利用いただける方	年齢が56歳以上で、当組合で公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金）の振込指定のご予約手続きをしていただいたお客さま。	
3. 種 類	スーパー積金（定額式）	
4. ご契約期間	1年（12回）以上 5年（60回）以下	
5. お預入れ	掛込金額	1口 5,000円以上（1,000円単位）
	お預入れ方法	上記の掛込金額を毎月定められた日に集金にお伺いいたします。
6. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻しいたします。	
7. 給付補てん金	適用利回り	0.05%（固定金利）
	支払方法	満期日以後に一括して払い戻しいたします。
8. 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに払い戻しいたします。	
9. その他参考となる事項	払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算いたします。	

復興特別所得税の追加課税により、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%（国税15.315%・地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。

※金利情勢等の事情によりお取扱いを中止させていただくことがございます。

※預金保険制度の対象商品です。（当組合に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）

※新ゆとりプラス定期預金の新規預入資金の受入れは、現金または他の預金（定期預金を除く）からのお振替によります。

※金利情報は店頭またはホームページでご確認いただけます。

詳しくは、けんみん信組の窓口または、営業係までお気軽にお問い合わせください。